

平成29年度事業計画書

1 共済目的の種類別の概数、引受実績及び計画

区 分	組 合 員 数	農作物共済		家 畜 共 済										果 樹 共 済				
		七 割 補 償	水 稲 補 償	災 害 補 償	成 乳 牛	育 成 乳 牛	子 牛 等	成 肥 育 牛	子 肥 育 牛	他 肉 用 成 牛	子 他 肉 用 牛	一 般 馬	種 豚	肉 豚	ぶ ど う	な し	フ ル ー ツ	か き
区域内の概数	戸	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	a	a	a	a
前年度引受実績	18,550	857,800	702,600	4,050	520	5,410	3,720	330	810	1,000	400	630	8,250	33,100	20,100	900	143,100	
本年度引受計画	15,836	819,790	698,306	4,061	518	3,412 ⁽³¹²⁶⁾	1,293	35	338	395 ⁽³⁶¹⁾	0	0	0	4,027	8,352	0	19,949	
本年度引受率	16,000	814,500	702,600	4,020	510	3,390 ⁽³¹¹⁰⁾	1,620	50	410	470 ⁽³⁸⁰⁾	0	0	0	4,240	8,645	0	21,391	
本年度予定引受率	86.3%	95.0%	100.0%	99.3%	98.1%	62.7%	43.5%	15.2%	50.6%	47.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.8%	43.0%	0.0%	14.9%	

区 分	畑作物共済 大豆	園 芸 施 設 共 済								任 意 共 済		そ の 他	備 考		
		ガ ラ ス 室		プ ラ ス チ ッ ク ハ ウ ス						建 物	農 機 具				
		I	II	I	II	III	IV甲	IV乙	V					VI	
区域内の概数	a	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	台		
前年度引受実績	231,800		150		13,560	150	1,050	50	320	120	22,450	25,980			
本年度引受計画	228,676		17		7,483	63	567	15	102	19	17,753	3,345			
本年度引受率	231,800		15		7,500	60	570	15	100	20	17,800	3,455			
本年度予定引受率	100.0%		10.0%		55.3%	40.0%	54.3%	30.0%	31.3%	16.7%	79.3%	13.3%			

2 農業共済事業の規模

(1) 農作物、家畜、果樹、畑作物、園芸施設共済事業の規模

区分		引 受		共 済 金 額	保 険 金 額	共 済 掛 金			納 入 保 険 料	手 持 共 済 掛 金	備 考	
		本 年 度 予 定	前 年 度 実 績			総 額	国 庫 負 担 金	農 家 負 担 金				
農作物	水 稻	a, 頭, 棟 814,500	a, 頭, 棟 819,790	千円 5,184,000	千円 5,115,052	千円 146,344	千円 73,172	千円 73,172	千円 45,230	千円 27,942		
	麦	702,600	698,306	2,922,000	2,740,105	226,314	120,056	106,258	27,711	78,547		
	計	1,517,100	1,518,096	8,106,000	7,855,157	372,658	193,228	179,430	72,941	106,489		
家畜	成乳牛	4,020	4,061	776,310	621,000	110,450						
	育成乳牛	510	518	54,080	43,300	1,860	63,310	63,310	45,730	17,580		
	乳用子牛等	3,390	3,412	129,290	103,400	14,310						
	肥育用成牛	1,620	1,293	267,170	213,700	8,780						
	肥育用子牛	50	35	3,790	3,000	400	6,950	6,950	4,940	2,010		
	他肉用成牛	410	338	85,550	68,400	3,000						
	他肉用子牛等	470	395	27,930	22,300	1,720						
	肉用種雄牛	0	0									
	種雄馬	0	0									
	一般馬	0	0									
	種 豚	0	0									
	肉 豚	0	0									
	計	10,470	10,052	1,344,120	1,075,100	140,520	70,260	70,260	50,670	19,590		
果樹	収 穫	ぶどう	4,240	4,027	188,940	184,530	3,565	1,782	1,783	1,348	435	
		なし	8,645	8,352	332,890	320,918	9,541	4,770	4,771	3,139	1,632	
		キウイフルーツ	0	0								
		かき	21,391	19,949	389,780	375,522	27,647	13,823	13,824	10,974	2,850	
		計	34,276	32,328	911,610	880,970	40,753	20,375	20,378	15,461	4,917	
畑作物	大 豆	231,800	228,676	1,507,000	1,356,300	128,475	70,661	57,814	44,966	12,848		
園芸施設	スガ 室ラ	I類										
		II類	15	17	153,050	137,745	292	116	176	146	30	
	ブラ スチ ック ス	I類										
		II類	7,500	7,483	4,184,420	3,765,978	76,788	36,929	39,859	32,176	7,683	
		III類	60	63	182,840	164,556	2,103	1,021	1,082	872	210	
		IV類甲	570	567	1,414,530	1,273,077	8,783	4,214	4,569	3,691	878	
		IV類乙	15	15	76,910	69,219	402	187	215	175	40	
		V類	100	102	691,160	622,044	3,822	1,781	2,041	1,659	382	
ハ	VI類	20	19	5,820	5,238	63	31	32	26	6		
	計	8,280	8,266	6,708,730	6,037,857	92,253	44,279	47,974	38,745	9,229		
合 計				18,577,460	17,205,384	774,659	398,803	375,856	222,783	153,073		

(2) 任意共済事業の規模

区 分	引 受		共済金額	保険金額	共 済 掛 金 ・ 賦 課 金				納入保険料	手持共済掛金	備 考
	本年度予定	前年度実績			総額 (A)+(B)	共済掛金 (A)	事務費賦課金(B)				
							組合分	連合会分			
建物	棟、台	棟、台	万円	万円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	火災共済	13,890	13,869	125,400,000	125,400,000	96,230	52,930	35,550	7,750	60,680	
	総合共済	3,910	3,884	24,745,550	24,745,550	77,680	60,130	11,760	5,790	65,920	
	計	17,800	17,753	150,145,550	150,145,550	173,910	113,060	47,310	13,540	126,600	
農機具	3,455	3,345	6,495,000	6,495,000	39,050	30,610	6,750	1,690	32,300		
合 計	21,255	21,098	156,640,550	156,640,550	212,960	143,670	54,060	15,230	158,900		

3 引受計画と実施方策

(1) 農作物共済

水稲は、平成29年産市町村作付目標配分面積に、前年産の配分面積と水稲細目書異動申告票兼実施計画書水稲集計面積との比を乗じた面積に前年産新規需要米引受面積の110%を合計して、29年産区域内概数とした。また、引受見込面積は区域内概数の95.0%に設定した。

麦は、毎年作付の殆どを引受ていることから、29年産の引受面積を基に作付見込面積を設定し、引受面積は引受率を100%とした。

実施方策として、水稲は、水稲生産実施計画書等と一体化した水稲共済細目書異動申告票により引受を行い、面積等の整合性を保つ。また単位当たり共済金額の選択についてパンフレット及びチラシ等により組合員へ周知する。

麦は、関係機関との作付有無の突合を行い、正確な作付面積の把握に努める。また、付保割合の選択について水稲同様周知する。

(2) 家畜共済

資源量は、共済加入農家の前年度引受頭数及び未加入農家の有資格頭数調査飼養頭数で設定した。

引受目標値は、成乳牛、肥育用成牛、他肉用成牛については、共済加入農家の飼養頭数を基に、また、育成乳牛、肥育用子牛、他肉用子牛等については、前年度成乳牛等の引受見込頭数に対する当該牛の引受割合を参考に設定した。

実施方策として、加入農家については、戸別巡回による継続引受に努めるとともに子牛等の一層の加入推進を行う。また、未加入農家に対しては、戸別訪問を実施し、農家ニーズに合った引受方式を提案するなどして、制度の普及に努める。

(3) 果樹共済

区域内概数は県農業統計調査の数値としている。新規加入はあるものの、全樹種で資源量の減少、加入者の廃業・改植・伐採・廃園等により29年産引受は減少した。本年度引受は、28年産引受目標値を再度設定した。

実施方策として、制度の主旨と事業への農家の理解を得るため、関係機関と連携して推進に努める。又果樹生産農家に対し加入意思確認調査票を送付し、加入意思のある生産者への戸別訪問を実施し引受拡大を目指す。さらに、引受推進会議を開催し、既存加入者の安定的加入を図る。

(4) 畑作物共済

大豆は、毎年作付の殆どを引受ていることから、28年産の引受面積を基に作付見込面積を設定し、引受面積は引受率を100%とした。

実施方策として、水稲生産実施計画書等に基づき作成した加入申込書及びパンフレットを全該当者へ配付し、共済加入の必要性について理解を求め推進する。また、関係機関から集落営農情報等を早期に把握し、作付有無の突合を行い引受漏れがないようにする。

(5) 園芸施設共済

区域内の概数は毎年の有資格棟数調査の数値とした。始期統一などによる年度内重複引受分を除いた前年度引受棟数を基礎とし、増設予定等を把握したうえで目標設定した。

実施方策として、既加入者の継続引受に努め、附帯施設の推進により補償の充実を図る。また、未加入農家に対し戸別訪問等により加入意思確認を行いながら引受推進に努める。

(6) 任意共済

建物共済は、前年度加入共済金額に7億2千万円を増額して設定した。実施方策として、推進員及び役職員による未加入農家の推進を行うとともに、外出時はパンフレット・加入申込書を常に携帯し推進を行う。毎年、引受を行う前に加入資格要件調査を行い加入資格要件に該当しない者とは契約しない。

農機具共済は、前年度加入台数に108台（職員1人当たり平均3台）を加えて目標台数とした。実施方策として、職員の戸別推進を基本とし、外出時はパンフレット・加入申込書を常に携帯し推進する。また、組合主催会議での推進及び生産組織等への推進を行う。引受を行う前に加入資格要件調査を行い加入資格要件に該当されない者とは契約しない。

4 損害評価の適正化の方策

(1) 農作物共済

水稻は、評価員、評価会委員を対象に損害評価講習会を開催し、損害評価の意義、仕組み、損害評価日程、損害評価野帳の記入方法、共済被害対象耕地の目安等を周知するとともに水稻共済加入者全員へ評価の時期、被害申告の手順等を記載したチラシを配付する。更に全筆及び抜取調査に先立ち標準田を設定し、評価会委員、評価員の評価眼の統一を行い評価地区間の公平を図る。また、全引受耕地について損害評価野帳を配付し、被害申告の利便性と事務の合理化を図る。

麦は、農協等の規格別出荷数量を調査するとともに、転作等耕地やカントリーエレベーター等の荷受拒否を的確に把握する。また、全被害申告耕地の見回調査を実施し、肥培管理等が適正に行われていない耕地については、厳正に分割評価を行う。出荷数量が基準収穫量より極めて低いものについては、その原因等を確認する。

(2) 家畜共済

飼養頭数を的確に把握するため、加入農家に異動通知の励行を周知、指導する。また、個体識別情報と引受台帳を照合し、定期的に現地確認を行う。

(3) 果樹共済

樹種ごとに損害評価講習会を開催し、複数ある引受方式の損害評価の仕組みや意義を周知するとともに、現地で評価眼の統一を図り評価班ごとの公平を図る。また農家に対しては、被害申告の様式、申告方法等を通知し、間違いの無いよう徹底する。

(4) 畑作物共済

農協等の出荷数量を調査するとともに、細目書と転作確認野帳との照合を行い、鋤込等耕地を確実に把握する。また、収穫前に全筆調査を行い、肥培管理が適正に行われていない耕地については適正に分割評価を行い加入者間の公平を保つ。出荷数量が基準収穫量より極めて低いものについては、その原因等を確認する。

(5) 園芸施設共済

適正かつ迅速な損害評価のため全職員が損害評価要領を習熟するよう損害評価研修会を開催する。合わせて共済金の早期支払いに向けた損害評価事務体制の構築を検討する。

(6) 任意共済

建物共済は、組合と連合会の合同評価を基本とし適正な損害評価を行う。損害通知が遅滞なく行なわれるよう周知する。また、損害評価技術習得のため損害評価講習会を開催する。

農機具共済は、組合と連合会の合同評価を基本とし損害状況の確認を確実にし、免責等の説明も十分に行う。また、損害通知が遅滞なく行なわれるよう周知する。

5 損害防止事業の実施方策

家畜については、事故の低減による畜産経営の安定と加入農家の負担軽減を図るため、特定損害防止事業を実施する。

果樹について、皮はぎ機を加入者に貸し出し、樹勢の回復や越冬害虫の駆除により、被害の軽減を図る。

大豆について、ハスモンヨトウの発生予察調査を行い、その情報を適期防除の資料として関係機関に提供する。

6 執行体制の整備

(1) 事務執行体制の整備方策

理事会を定例に開催し事業の進捗状況、業務運営、財務などについて検討を行い組合運営に万全を期する。

チェックリストによる課内での徹底したチェック体制の確立及び内部監査を組合の重要な位置付けとし、常例検査、組合監査の指摘事項と併せ適切に改善していく。その内容については、各課でマニュアル化し情報を共有する。

(2) NOSAI部長の設置及び職務

地区の実態に応じて配置し、書類の配布、取りまとめ及び事業の推進など業務運営への協力と、組合と組合員間連絡の任に当たり、事業の一層の普及と推進に努める。

(3) 職制及び職員の配置計画

職制規則に基づいて職員を配置するとともに、地区担当制を併用し分担業務を的確に処理する。また、コンプライアンスの観点から人事異動を定期的実施する。

(4) 役職員研修等の体制及び計画

農林水産省、全国農業共済協会及び連合会が実施する研修会等へ参加し、人材の育成及び資質の向上を図る。

7 予算統制の方策

事業計画達成による収入の確保を図るとともに事務負担金が削減されることに鑑み、事務効率化等により尚一層の経費節減に努める。

適正な資金管理を行い、定期的に余裕金運用管理委員会を開催し、余裕金の安全かつ効率的な運用を行う。

また、予算執行状況を逐次把握し、業務予算を適正に執行する。